

大正十一年法律第七十号

健康保険法

目次

第一章 総則（第一条—第三条）	第二章 保険者（第四条—第七条）
第二節 通則（第四条—第七条）	第二節 全国健康保険協会（第七条の二—第七条の四十二）
第三章 健康保険組合（第八条—第三十条）	第三章 資格（第三十一条—第三十九条）
第四節 標準報酬月額及び標準賞与額（第四十一条—第四十七条）	第五節 標準報酬月額及び標準賞与額（第四十二条）
第六節 届出等（第四十八条—第五十五条の二）	第七節 健康保険組合運合会（第一百八十四条—第一百八十九条）
第八章 不服申立て（第一百八十九条—第一百九十条）	第九章 健康保険組合運合会（第一百八十四条—第一百八十九条）
第十章 雜則（第一百九十三条—第二百七条）	第十一章 罰則（第二百七条の二—第二百二十条）

第六章 保健事業及び福祉事業（第一百五十条—第一百五十九条）
第七章 費用の負担（第一百五十一条—第一百八十九条）
第八章 不服申立て（第一百八十九条—第一百九十条）
第九章 健康保険組合運合会（第一百八十四条—第一百八十九条）
第十章 雜則（第一百九十三条—第二百七条）
第十一章 罚則（第二百七条の二—第二百二十条）

第六章 国民健康保険組合の事業所に使用される者（第一百五十九条）
第七章 後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者（同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。））
第八章 厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者（健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。）
第九章 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。）の一週間に所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。）又はその一月間の所定労働時間に比し短い者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。
第十章 各号のいずれかに該当する事業所をいう。

第一項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であること。
ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、他の厚生労働省令で定める者であること。
この法律において「日雇特例被保険者」とは、適用事業所に使用される日雇労働者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者又は次の各号のいずれかに該当する者として厚生労働大臣の承認を受けたものは、この限りでない。
一 適用事業所において、引き続く二月間に通算して二十六日以上使用される見込みのないことが明らかであるとき。
二 任意継続被保険者であるとき。
三 その他特別の理由があるとき。
四 季節的業務に使用される者（継続して四月を超えて使用されるべき場合を除く。）
五 臨時的事業の事業所に使用される者をして六月を超えて使用されるべき場合を除く。）

ロ 一月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定めた期間を超えて使用されることは見込まれないものに

所」という。）で所在地が一定しないものに

使用される者（継続して四月を超えて使用されるべき場合を除く。）

ハ 同法第八十三条に規定する大学の学生その

他の厚生労働省令で定める者であること。

この法律において「日雇特例被保険者」とは、適用事業所に使用される日雇労働者をい

う。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者又は次の各号のいずれかに該当する者とし

て厚生労働大臣の承認を受けたものは、この限

りでない。

一 適用事業所において、引き続く二月間に通

算して二十六日以上使用される見込みのない

ことが明らかであるとき。

二 任意継続被保険者であるとき。

三 その他特別の理由があるとき。

四 季節的業務に使用される者（継続して四月

を超えて使用されるべき場合を除く。）

五 臨時的事業の事業所に使用される者をして六月を超えて使用されるべき場合を除く。）

六 六月を超えて使用されるべき場合を除く。）

七 後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療

の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八

十号）第五十条の規定による被保険者をい

う。）及び同条各号のいずれかに該当する者（同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。））

八 厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者（健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。）

九 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用され

る通常の労働者（当該事業所に使用される通

常の労働者と同種の業務に従事する当該事業

所に使用される者にあつては、厚生労働省令

で定める場合を除き、当該者と同種の業務に

従事する当該通常の労働者。以下この号にお

いて単に「通常の労働者」という。）の一週

間の所定労働時間の四分の三未満である短時

間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事

業所に使用される通常の労働者の一週間の所

定労働時間に比し短い者をいう。以下この号

において同じ。）又はその一月間の所定労働

時間労働時間に比し短い者をいう。以下この号

において同じ。）又はその一月間の所定労働

</

を行う場合にあつては、前二条中「適用事業所」とあるのは、「適用事業所となるべき事業所」と、「被保険者」とあるのは、「被保険者となるべき者」とする。

第十四条 厚生労働大臣は、一又は二以上の適用事業所（第三十一条第一項の規定によるものを除く。）について、常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主に対し、健康保険組合の設立を命ぜることができる。

2 前項の規定により健康保険組合の設立を命ぜられた事業主は、規約を作り、その設立について厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。

（成立の時期）
第十五条 健康保険組合は、設立の認可を受けた時に成立する。

第十六条 健康保険組合は、規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一、名称
二、事務所の所在地
三、健康保険組合の設立に係る適用事業所の名称及び所在地
四、組合会に関する事項
五、役員に関する事項
六、組合員に関する事項
七、保険料に関する事項
八、準備金その他の財産の管理に関する事項
九、公告に関する事項
十、前各号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

2 前項の規約の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 健康保険組合は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならぬ。（組合員）
第十七条 健康保険組合が設立された適用事業所（以下「設立事業所」という。）の事業主及びその設立事業所に使用される被保険者は、当該健康保険組合の組合員とする。
2 前項の被保険者は、当該設立事業所に使用されなくなつたときであつても、任意継続被保険者であるときは、なお当該健康保険組合の組合員とする。

（組合会）

第十八条 健康保険組合に、組合会を置く。

2 組合会は、組合会議員をもつて組織する。

3 組合会議員の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所の事業主において設立事業所の事業主（その代理人を含む。）及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、被保険者である組合員において互選する。

（組合会の議決事項）
第十九条 次に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

一、規約の変更
二、収入支出の予算
三、事業報告及び決算
四、その他規約で定める事項

（組合会の権限）
第二十条 組合会は、健康保険組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査することができる。

2 組合会は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせることができることとする。

（役員）
第二十一条 健康保険組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は設立事業所の事業主の選定した組合会議員において、他の半数は被保険者である組合員の互選した組合会議員において、それぞれ互選する。

3 理事のうち一人を理事長とし、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、理事を選舉する。

4 監事は、組合会において、設立事業所の事業主の選定した組合会議員及び被保険者である組合員の互選した組合会議員のうちから、それぞれ一人を選舉する。

5 監事は、理事事又は健康保険組合の職員と兼ねることができない。

（役員の職務）
第二十二条 理事長は、健康保険組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行ふ。
2 健康保険組合の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決

し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、健康保険組合の業務を執行することができる。

4 監事は、健康保険組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。

（協会の役員及び職員の秘密保持義務に関する規定の準用）
第二十二条の二 第七条の三十七第一項の規定は、健康保険組合の役員及び職員について準用する。

（合併）
第二十三条 健康保険組合は、合併しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 合併によって健康保険組合を設立するには、各健康保険組合がそれぞれ組合会において役員又は組合会議員のうちから選任した設立委員が共同して規約を作り、その他設立に必要な行為をしなければならない。

3 合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合は、合併により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

（分割）
第二十四条 健康保険組合は、分割しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 健康保険組合の分割は、設立事業所の一部について行うことはできない。

3 分割を行う場合においては、分割により設立された健康保険組合の組合員となるべき被保険者又は分割後存続する健康保険組合の組合員である被保険者の数が、第十一条第一項（健康保険組合を共同して設立している場合にあっては、同条第二項）の政令で定める数以上でなければならない。

4 第十二条第二項の規定は、第一項の被保険者の同意を得る場合について準用する。

（解散）
第二十五条 健康保険組合が、次に掲げる理由により解散する。

一、組合会議員の定数の四分の三以上の多数による組合会の議決

二、健康保険組合の事業の継続の不能による理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

三、第二十九条第二項の規定による解散の命令による理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 健康保険組合は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 健康保険組合が解散する場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

4 協会は、解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

（指定健康保険事業による健全化計画の作成）
第二十六条 削除

2 健康保険組合であつて、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の指定を受けたもの（以下この条及び次条において「指定健康保

6 前項の規定により承継する権利義務の限度は、分割の議決とともに議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 第三十一条第一項の規定による認可の申請が増加又は減少に係る適用事業所の事業主の全部及びその適用事業所に係る設立事業所の増加に關する規約の変更の認可の申請を行ふ場合にあっては、前項中「被保険者」とあるのは、「被保険者となるべき者」とする。

3 第一条の規定により健康保険組合が設立事業所を減少させるときは、健康保険組合の被保険者である組合員の数が、設立事業所を減少させた後においても、第十一条第一項（健康保険組合を共同して設立している場合にあっては、同条第二項）の政令で定める数以上でなければならない。

4 第三十一条第一項の規定が、その適用事業所に係る設立事業所の増加に關する規約の変更の認可の申請を行ふ場合にあっては、前項中「被保険者」とあるのは、「被保険者となるべき者」とする。

5 第二十九条第二項の規定は、第一項の被保険者の同意を得る場合について準用する。

2 第二十九条第二項の規定は、第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 健康保険組合が解散する場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

4 協会は、解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

3	2	1
(定期決定期)	毎年三月三十一日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が百分の一・五を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の九月一日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の三月三十一日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が百分の〇・五を下回ってはならない。	厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、社会保障審議会の意見を聞くものとする。

(被保険者の資格を取得した際の決定)

第四十二条 保険者等は、被保険者の資格を取得した者があるときは、次に掲げる額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

一 月、週その他一定期間によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二 日、時間、出来高又は請負によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前一月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

三 前二号の規定によつて算定することが困難であるものについては、被保険者の資格を取得した月前一月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

四 前三号のうち二以上に該当する報酬を受け場合には、それぞれについて、前三号の規定によつて算定した額の合算額

前項の規定によつて決定された標準報酬月額は、被保険者の資格を取得した月からその年の八月（六月一日から十二月三十一日までの間に被保険者の資格を取得した者については、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。
(改定)

する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一項の規定する育児休業、同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は政令で定める法令に基づく育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、第四十一条の規定にかかるわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、育児休業等終了日の翌日に次条第一項に規定する産前産後休業を開始している被保険者は、この限りでない。

前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日から起算して二ヶ月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月（当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

(日現在使用される事業所において同日前三月間)の事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日(厚生労働省令で定める者にあつては、十一日)第四十三条第一項、第四十三条の二第一項及び第四十三条の三第一項において同じ。)未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

3 第一項の規定は、六月一日から七月一日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第四十三条、第四十三条の二又は第四十三条の三の規

れる事業所において実績を算定した三ヶ月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならない）、受けた報酬の総額額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるとときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、その年の八月（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。
育児休業等を終了した際の改定

第四十三条の二 保険者等は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する事務所において実績を算定した三ヶ月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならない）、受けた報酬の総額額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるとときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。

第四十三条の三 (産前産後休業を終了した際の改定) 保険者等は、産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合においては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において労務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として労務に服しない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した被保険者が、当該産前産後休業を終了した日（以下この条において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、その使用者の事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、第四十一条の規定にかかわらず、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前

所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している被保険者は、この限りでない。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二ヶ月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月(当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月)までの各月の標準報酬月額とする。

(報酬月額の算定の特例)

第四十四条 保険者等は、被保険者の報酬月額が、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条の二第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十三条の二第二項若しくは前条第一項の規定によつて算定した額が著しく不当であると認めるときは、これらの規定にかかるわらず、その算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

2 前項の場合において、保険者が健康保険組合であるときは、同項の算定方法は、規約で定めなければならない。

3 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項若しくは前条第一項又は第一項の規定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

(標準賞与額の決定)

第四十五条 保険者等は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。ただし、その月に当該被保険者が受けた賞与によりその年度(毎年四月一日から翌年三月三十日までをいう。(以下同じ。))における標準賞与額の累計額が五百七十三万円(第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政

令で定める額。以下の項において同じ。)を超えることとなる場合には、当該累計額が五百七十三万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受けられる賞与の標準賞与額は零とする。

第四十六条 報酬又は賞与の全部又は一部が、通常以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によつて、厚生労働大臣が定める。

第四十七条 任意継続被保険者の標準報酬月額については、第四十一条から第四十四条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額をもつて、その者の標準報酬月額とする。

一 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額

二 前年(一月から三月までの標準報酬月額について、前々年の九月三十日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額(健康保険組合が当該平均した額の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額)を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者等に届け出なければならない。(通知)

第四十九条 厚生労働大臣は、第三十三条规定による認可を行つたときは、その旨を当該事業主に通知するものとし、保険者等は、第三十九条第一項の規定による確認又は標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。)の決定若しくは改定を行つたときは、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

2 事業主は、前項の通知があつたときは、速やかに、これを被保険者又は保険者であつた者に通知しなければならない。

3 被保険者が被保険者の資格を喪失した場合において、その者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、事業主は、厚生労働大臣又は保険者等にその旨を届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、所在が明らかでない者について第一項の規定により事業主に通知した事項を公告するものとし、保険者等は、前項の届出があつたときは、所在が明らかでない者について第一項の規定により事業主に通知した事項を公告しなければならない。

5 厚生労働大臣は、事業所が廃止された場合その他やむを得ない事情のため第一項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代え、その通知すべき事項を公告するものとし、保険者等は、事業所が廃止された場合その他やむを得ない事情のため同項の通知をすることができる場合には、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第五十条 保険者等は、第四十八条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事実がないと認めるときは、その旨をその届出をした事業主に通知しなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の通知について準用する。

(確認の請求)

第五十一条 被保険者又は被保険者であつた者は、いつでも、第三十九条第一項の規定による確認を請求することができる。

(情報の提供等)	
第五十一条の二	厚生労働大臣は、協会に対し、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他の協会の業務の実施に関する必要な情報の提供を行うものとする。
第四章 保険給付	
第一節 通則	
(保険給付の種類)	
第五十二条	被保険者に係るこの法律による保険給付は、次のとおりとする。
一 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給	
二 傷病手当金の支給	
三 埋葬料の支給	
四 出産育児一時金の支給	
五 出産手当金の支給	
六 家族出産育児一時金の支給	
七 家族埋葬料の支給	
八 家族出産育児一時金の支給	
九 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給(健康保険組合の附加給付)	
第五十三条	保険者が健康保険組合である場合においては、前条各号に掲げる給付に併せて、規約で定めるところにより、保険給付としてその他の給付を行うことができる。
(法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例)	
第五十三条の二	被保険者又はその被扶養者が法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わらず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のその法人の役員としての業務(被保険者の数が五人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であつて厚生労働省令で定めるものを除く。)に起因する疾病、負傷又は死亡に関して保険給付は、行わない。
(日雇特例被保険者に係る保険給付との調整)	
第五十四条	被保険者に係る家族療養費(第百十一条第七項において準用する第八十七条第一項の規定によるもの)

(保険者が指定する病院等における療養の給付)

第八十四条 第六十三条第三項第二号及び第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局において行われる療養の給付及び健康保険の診療又は调剂に関する準則については、第七十条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令の例による。

2 第六十三条第二項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際第七十四条の規定の例により算定した額を、一部負担金として当該病院若しくは診療所又は薬局に支払わなければならぬ。ただし、保険者が健康保険組合である場合は、規約で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

3 健康保険組合は、規約で定めるところにより、第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養の給付を受ける者に、第七十四条の規定の例により算定した額の範囲内において一部負担金を支払わせることができる。

第八十五条 被保険者(特定長期入院被保険者を除く)が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、同一条第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、入院時食事療養費を支給する。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養に要する額(その額が現に当該食事療養に要した費用を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を控除した額とする。)

3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問する。

厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問する。

4 厚生労働大臣は、食事療養標準負担額を定めた後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

5 被保険者(特定長期入院被保険者を除く。以下この条において同じ。)が第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所から食事療養を受けたときは、保険者は、その被保険者が当該病院又は診療所に支払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該病院又は診療所に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し入院時食事療養費の支給があつたものとみなす。

7 被保険者が第六十三条第三項第三号に掲げる病院又は診療所から食事療養を受けた場合において、保険者がその被保険者の支払うべき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額の支払を免除したときは、入院時食事療養費の支給があつたものとみなす。

8 第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

9 第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条、第八十四条第一項及び前条第五項から第八項までの規定は、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所から受けた食事療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。

第八十五条の二 特定長期入院被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、同一条第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。

厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問する。

用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)から、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等(介護保険法第五十一条の三第一項に規定する特定介護保険施設等をいう)における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める割合を乗じて得た額(療養の給付に係る額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から、その額に第七十四条第一項

した費用の額)から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法第五十五条の三第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費用及び光熱水費の額を勘案して厚生労働大臣が定める額(所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額)。以下「生活療養標準負担額」という。)を控除した額とする。

3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問する。

4 厚生労働大臣は、生活療養標準負担額を定めた後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

5 第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条、第八十四条第一項及び前条第五項から第八項までの規定は、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所から受けた食事療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。

第八十六条 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、保険医療機関等のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問する。

第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額)を控除した額

2 当該食事療養につき第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超過するときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から食事療養標準負担額を控除した額とする。

3 厚生労働大臣は、前項第一号の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

4 第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十七条、第七十八条、第八十四条第一項及び第八十五条第五項から第八項までの規定は、保険医療機関等から受けた評価療養、患者申出療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。

5 第七十五条の規定は、前項の規定により準用する第八十五条第五項の場合において第二項の規定により算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額を超過するときは、当該現に療養に要した費用の額を控除した額の支払について準用する)から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

第八十七条 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

2 療養費の額は、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額から、定める割合を乗じて得た額(療養の給付に係る額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から、その額に第七十四条第一項

その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、保険者が定める。

前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第七十六条第二項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第八十五条第二項の費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第八十五条の二第二項の費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項の費用の額の算定の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

第二款 訪問看護療養費の支給

(訪問看護療養費)

第八十八条 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要な程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保険医療機関等又は介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院によるものと除く。以下「訪問看護」という。）を行う事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

前項の訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めるところにより、保険者が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

指定訪問看護を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定訪問看護事業者から、電子資格確認等により、被保険者であるとの確認を受け、当該指定訪問看護を受けるものとする。

訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき指定訪問看護に要する平均的な費用の額を勘査して厚生労働大臣が定めるところにより算

第一款 訪問看護療養費の支給

第八十八条 被保険者が、厚生労働大臣が指定す

い。前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合には第七十六条第二項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第八十五条第二項の費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第八十五条の二第二項の費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には前条第一項の費用の額の算定の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、呆戻者が定める。

定した費用の額から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第七十五条の二第二項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額とする。

5 厚生労働大臣は、前項の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

6 被保険者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、保険者は、その被保険者が当該指定訪問看護事業者に支払うべき當該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

7 前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し訪問看護療養費の支給があつたものとみなす。

8 第七十五条の規定は、第六項の場合において第四項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

9 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

10 保険者は、指定訪問看護事業者から訪問看護療養費の請求があつたときは、第四項の定め及び第九十二条第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

11 保険者は、前項の規定による審査及び支払に關する事務を基金又は国保連合会に委託することができる。

12 指定訪問看護は、第六十三条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

13 前各項に定めるもののほか、指定訪問看護事業者の訪問看護療養費の請求に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（指定訪問看護事業者の指定）

第八十九条 前条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、訪問看護事業を行う者

2 下「訪問看護事業所」という。ごとに行う。
指定訪問看護事業者以外の訪問看護事業を行ふ者について、介護保険法第四十一条第一項本文の規定による指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者のうち、厚生労働省令で定める基準に該当するものに限る。次項において同じ。）の指定、同法第四十二条の二第一項本文の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者（訪問看護事業を行う者のうち、厚生労働省令で定める基準に該当するものに限る。次項において同じ。）の指定又は同法第五十三条第一項本文の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者（訪問看護事業を行う者のうち、厚生労働省令で定める基準に該当するものに限る。次項において同じ。）の指定があつたときは、その指定の際、当該訪問看護事業を行う者について、前条第一項の指定があつたものとみなす。ただし、当該訪問看護事業を行う者が、厚生労働省令で定めることにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

二 当該申請に係る訪問看護事業所の看護師その他従業者の知識及び技能並びに人員が、第九十二条第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第九十二条第二項（第百十一条第三項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定訪問看護事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が、この法律の規定により指定訪問看護事業に係る前条第一項の指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

七 申請者が、社会保険料について、当該申請をした日の前日までに、社会保険各法又は地方税法の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

八 前各号のほか、申請者が、指定訪問看護事業者として著しく不適当と認められる者であるとき。

（指定訪問看護事業者の責務）

第九十条 指定訪問看護事業者は、第九十二条第三項及び第四十九条において準用する場合を含む。の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法による被保険者及び被扶養者の指定訪問看護並びに高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の指定訪問看護を提供するものとする。

(家族出産育児一時金)

第一百四条 被保険者の被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金として、被保険者に対し、第一百一条の政令で定める金額を支給する。

第五節 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

第一百五条 療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養(食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。)に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家庭療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額(次条第一項において「一部負担金等の額」という。)が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家庭療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対する高額療養費を支給する。

第二百二十五条 療養の給付について必要な事項は、療養に必要な費用の支給について必要な事項は、療養に必要な費用の支給の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

該給付事由に係る保険給付は、その全部又は一部を行なうことができる。

第一百八条 被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、疾病、負傷又は出産につき、その期間に係る保険給付(傷病手当金及び出産手当金の支給については、厚生労働省令で定める場合に限る。)は、行わない。

一 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。

二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

三 保険者は、被保険者又は被保険者であつた者が前項各号のいずれかに該当する場合であつても、被扶養者に係る保険給付を行うことを妨げない。

第一百九条 保険者は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないとときは、保険給付の一部を行わないことができる。

第一百十条 保険者は、偽りその他不正の行為により保険給付を受け、又は受けようとした者に一年を経過したときは、この限りでない。

第一百二十一条 保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第五十九条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

第一百二十二条 第一百六条、第一百七条、第一百八条第一項及び第一百九条の規定は、被保険者の被扶養者について準用する。この場合において、これらの規定中「保険給付」とあるのは、「当該被扶養者に係る保険給付」と読み替えることができる。

第一百二十三条 日雇特例被保険者の保険の保険者は、協会とする。

第五章 日雇特例被保険者の保険の保険

第六節 保険給付の制限

第一百六条 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わない。

第一百七条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不

行跡によって給付事由を生じさせたときは、当

第二百二十四条 標準賃金日額は、日雇特例被保険者の賃金日額に基づき、次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)による。

等級	標準賃金日額									
	第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	第六級	第七級	第八級	第九級	第一〇級
2	三、〇〇〇円	三、五〇〇円未満	五、七五〇円	五、五〇〇円以上六、五〇〇円未満	八、七五〇円	八、〇円未満	一〇、七五〇円	一〇、〇円未満	一〇、二五〇円	〇円
2	四、四〇〇円	三、五〇〇円以上五、〇〇〇円未満	五、二五〇円	六、五〇〇円以上八、〇〇〇円未満	七、二五〇円	七、〇円未満	一〇、一五〇円	一〇、〇円未満	一〇、二〇〇円	〇円
2	一〇、〇円	一〇、〇円未満	一〇、一〇〇円	一〇、〇〇〇円以上一九、五〇〇円未満	一五、七五〇円	一五、〇円未満	一八、二五〇円	一八、〇円未満	一八、二〇〇円	〇円
2	一〇、二〇〇円	一〇、二〇〇円未満	一九、五〇〇円	一九、〇〇〇円以上二三、〇〇〇円未満	二五、一九〇円	二五、〇〇〇円未満	二九、一七〇円	二九、〇〇〇円未満	二九、二五〇円	〇円
2	一〇、二四〇円	一〇、二三〇円以上	二五、一九〇円	二五、〇〇〇円以上二三、〇〇〇円未満	三一、〇〇〇円	三一、〇〇〇円未満	三九、一七〇円	三九、〇〇〇円未満	三九、二五〇円	〇円

第**二節 標準賃金日額等**

(賃金日額)
賃金日額は、次の各号によつて算定する。

一 賃金が日又は時間によつて定められる場合、一日における出来高によつて定められる場合その他日雇特例被保険者が使用された日の賃金を算出することができる場合には、その額

二 賃金が二日以上の期間における出来高によつて定められる場合その他日雇特例被保険者が使用された日の賃金を算出することができない場合(次号に該当する場合は、当該事業所において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者のその前日(その前日において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者がなかつたときは、これに該当する者のあつたその直近の日)における賃金日額)にて定められる場合その他の賃金を算出する。)で

三 賃金が二日以上の期間によつて定められる場合には、その額をその期間の総日数(月の平均額)にて定められる場合、一月を三十日として計算する。)で

四 前各号の規定により算定することができないものについては、その地方において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者が一日に除して得た額

五 前各号のうち二以上に該当する賃金を受けれる場合には、それぞれの賃金につき、前各号に由つて算定した額の合算額

六 一日において二以上の事業所に使用される場合には、初めて使用される事業所から受けれる賃金につき、前各号によつて算定した額

前項の場合において、賃金のうち通貨以外のもので支払われるものについては、その価額

は、その地方の時価により、厚生労働大臣が定める。

場合には、初めて使用される事業所から受けれる賃金につき、前各号によつて算定した額

前項の場合において、賃金のうち通貨以外のもので支払われるものについては、その価額

は、その地方の時価により、厚生労働大臣が定める。

2	厚生労働大臣は、前項の申請があつたときは、日雇特例被保険者手帳を交付しなければならない。
3	日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者は、その日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白の残存する期間内において日雇特例被保険者となる見込みのないことが明らかになつたとき、又は第三条第二項ただし書の規定による承認を受けたときは、厚生労働大臣に日雇特例被保険者手帳を返納しなければならない。
4	日雇特例被保険者手帳の様式、交付及び返納その他日雇特例被保険者手帳に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
	第三節 日雇特例被保険者に係る保険給付
	(保険給付の種類)
第一百二十七条	日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であつた者を含む。以下この節において同じ。)によるこの法律による保険給付は、次のとおりとする。
一	療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給
二	傷病手当金の支給
三	埋葬料の支給
四	出産育児一時金の支給
五	出産手当金の支給
六	家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費の支給
七	家族埋葬料の支給
八	家族出産育児一時金の支給
九	特別療養費の支給
十	高額療養費及び高額介護合算療養費の支給(他の医療保険による給付等との調整)
第一百二十八条	日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金若しくは出産手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、前章の規定、この法律以外の医療保険各法(国民健康保険法を除く。以下この条において同じ。)の規定若しくは第五十五条第一項に規定する法令の規定又は介護保険法の規定によりこれらに相当する給付を受けた場合には、行わない。
2	法律以外の医療保険各法(国民健康保険法を除く。以下この条において同じ。)の規定若しくは第五十五条第一項に規定する法令の規定又は介護保険法の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
協会は、日雇特例被保険者に係る傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、その限度において、行わない。	

3	は、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定により給付を行う者に対し、必要な資料の提供を求めることができる。
4	日雇特例被保険者が療養の給付を受けるに當該給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。
5	日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、前章の規定により支給される療養費を含む。次項において同様にこの章の規定による家族療養費(第百四十九条第一項)に該当する場合は、当該給付を受けたときは、その限度において、行わない。
6	日雇特例被保険者に係る家族療養費、家族訪問看護療養費、家族埋葬料又は家族出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、前章の規定若しくはこの法律以外の医療保険各法の規定又は介護保険法の規定によりこれらに相当する給付又はこの章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
	二 前号に該当することにより当該疾病(その原因となつた疾病又は負傷を含む。以下この項において同じ。)又は負傷につき受けた療養の給付の開始の日(その開始の日前に当該疾病又は負傷につき特別療養費(第百四十五条第六項において準用する第百三十二条の規定により支給される療養費を含む。以下この号において同じ。)の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給(その支給のうち自己の選定する疾病的閑しては、五年)を経過していないこと(前号に該当する場合を除く。)。
	三 保険者は、日雇特例被保険者が、前項第一号に該当することを、日雇特例被保険者手帳によつて証明して申請したときは、これを確認したことを表示した受給資格者票を発行し、又は既に発行した受給資格者票にこれを確認したこと

2	(療養の給付)
3	は、これを受ける日において次の各号のいずれかに該当しないければならない。ただし、第二号に該当する場合には、第一号に該当したことにより療養の給付を受けた疾病又は負傷及びこれにより発した疾病以外の疾病又は負傷については、療養の給付を行わない。
4	日雇特例被保険者が療養の給付を受けるに當該給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。
5	日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、前章の規定若しくはこの法律以外の医療保険各法の規定又は介護保険法の規定によりこれらに相当する給付又はこの章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
6	日雇特例被保険者に係る家族療養費(第百四十五条第一項において同じ。)、地域密着型介護サービス費の支給(その支給のうち療養に相当する指定地城密着型サービス又は以下この号、第百三十五条第四項及び第百四十五条第一項において同じ。)、施設介護

3	に相当する施設サービスに係るものに限る。以下この号、第百三十五条第四項及び第百四十五条第一項において同じ。)、介護予防サービス費の支給(その支給のうち療養に相当する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この号、第百三十五条第四項及び第百四十五条第一項において同じ。)、介護予防サービス費の支給(その支給のうち療養に相当するサービスに係るものに限る。以下この号、第百三十五条第四項及び第百四十五条第一項において同じ。)、若しくは特例介護予防サービス費の支給(その支給のうち療養に相当する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この号、第百三十五条第四項及び第百四十五条第一項において同じ。)が行われたときは、特例居宅介護サービス費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給(その支給のうち自己の選定する疾病的閑しては、五年)から一年(厚生労働大臣が指定する疾病的閑しては、五年)を経過していないこと(前号に該当する場合を除く。)。
4	日雇特例被保険者が療養の給付を受けたときは、そのものから受けるものとする。
5	前項の受給資格者票は、第三項の規定による掲げる療養の給付を受けようとするときは、受給資格者票を同条第三項第一号又は第二号に掲げるものとのうち自己の選定するものに提出して、そのものから受けるものとする。
6	前項の受給資格者票は、第三項の規定による確認を受けたものでなければならず、かつ、その確認によつて、当該疾病又は負傷につき第二項に規定する受給要件が満たされたことが証明されるものでなければならない。
	受給資格者票の様式、第三項の規定による確認その他の受給資格者票に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第一百三十条	日雇特例被保険者(療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護である療養を受ける際、六十五歳に達する日の属する月の翌月以後である者(次条第一項において特定長期入院日雇特例被保険者)といふ。)を
---------------	---

(出産手当金と傷病手当金との調整)

第一百三十九条 日雇特例被保険者に対し出産手当金を支給する場合においては、その期間、その者に對し、傷病手当金は、支給しない。ただし、傷病手当金の額が出産手当金の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(家族療養費)

第一百四十条 日雇特例被保険者の被扶養者が受給資格者票を第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、家族療養費を支給する。

第一百四十二条 第百二十九条第二項、第四項及び第五項並びに第三項の規定は、家族療養費の支給について準用する。

第一百四十七条 第八十七条第二項及び第三項の規定は、前項において準用する。百三十二条第一項又は第二項の規定により支給する療養費の額の算定について準用する。

(家族訪問看護療養費)

第一百四十八条 日雇特例被保険者の被扶養者が指定訪問看護事業者のうち自己の選定するものに受給資格者票を提出して、指定訪問看護を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その指定訪問看護に要した費用について、家族訪問看護療養費を支給する。

第一百四十九条 第百二十九条第二項及び第五項の規定は、家族訪問看護療養費の支給について準用する。

第一百五十条 日雇特例被保険者の被扶養者が家族療養費に係る療養(特別療養費に係る療養を含む)を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、家族移送費として、日雇特例被保険者に対し、第九十七条第一項の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。

第一百五十二条 日雇特例被保険者の被扶養者が死亡したときは、日雇特例被保険者に対し、家族埋葬料を支給する。

第一百五十三条 日雇特例被保険者の被扶養者が死るには、死亡日の月の前二月間に通算して二十六日分以上又は該月の前六月間に通算して七十八日分以上の保険料が、その日雇特例被保険者が家族埋葬料の支給を受けた者は、死亡の日の月の前二月間に通算して二十六日分以上又は該月の前六月間に通算して三月ないし六月

例被保険者について、納付されていなければならぬ。

第一百四十五条 次の各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して三月(月の初日に該当するに至つた者については、二月。第五項において同じ)を経過しないもの又はその被扶養者が、特別療養費受給票を第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その指定訪問看護事業者に要した費用について、特別療養費を支給する。

第一百四十六条 第百二十九条第二項及び第三項の規定は、前項において準用する。百三十二条第一項又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養については第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額)とし、指定訪問看護事業者から受けた指定訪問看護については第四号に掲げる額とする。

第一百四十七条 第百三十二条の規定は、特別療養費の支給について準用する。この場合において、同条第二項中「百二十九条第三項に規定する確認」とあるのは、「特別療養費受給票の交付」と読み替えるものとする。

第一百四十八条 第八十七条第二項及び第三項の規定は、前項において準用する。百三十二条第一項又は第二項の規定により支給する療養費の額の算定について準用する。

第一百四十九条 第百三十二条の規定は、特別療養費の支給について準用する。この場合において、同条第二項中「百二十九条第三項に規定する確認」とあるのは、「特別療養費受給票の交付」と読み替えるものとする。

第一百五十条 第百二十九条第三項に規定する確認(「その確認」とあるのは、「特別療養費受給票の交付」と読み替えるものとする)とあるのは、「特別療養費受給票の交付」と読み替えるものとする。

第一百五十一条 第八十七条第二項及び第三項の規定は、前項において準用する。百三十二条第一項又は第二項の規定により支給する療養費の額の算定について準用する。

第一百五十二条 第百三十二条の規定は、特別療養費の支給について準用する。この場合において、同条第二項中「百二十九条第三項に規定する確認」とあるのは、「特別療養費受給票の交付」と読み替えるものとする。

第一百五十三条 第百三十二条の規定は、特別療養費の支給について準用する。この場合において、同条第二項中「百二十九条第三項に規定する確認」とあるのは、「特別療養費受給票の交付」と読み替えるものとする。

第一百五十四条 第百三十二条の規定は、特別療養費の支給について準用する。この場合において、同条第二項中「百二十九条第三項に規定する確認」とあるのは、「特別療養費受給票の交付」と読み替えるものとする。

第一百五十五条 第百三十二条の規定は、特別療養費の支給について準用する。この場合において、同条第二項中「百二十九条第三項に規定する確認」とあるのは、「特別療養費受給票の交付」と読み替えるものとする。

第一百五十六条 特別療養費の支給は、日雇特例被保険者が第三条第二項ただし書の承認を受けたときは、その承認により日雇特例被保険者とならないこととなつた日以後、日雇特例被保険者が百三十二条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納したときは、返納の日の翌日以後は、行わない。

第一百五十七条 日雇特例被保険者に係る療養の給付について支払われた一部負担金の額又は日雇特例被保険者若しくはその被扶養者の療養(食事療養及び生活療養を除く)に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費に係る一部負担金等の額」という)が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた者は、死亡の日の月の前二月間に通算して二月間に通算して三月ないし六月

間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されるに至つた月において日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなり、又はその月の翌月中に百三十二条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納した後、初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

第一百四十九条 日雇特例被保険者の被扶養者が出産したときは、日雇特例被保険者に対し、家族出産育児一時金を支給する。

第一百五十条 前に交付を受けた日雇特例被保険者手帳(前に二回以上にわたり日雇特例被保険者手帳の交付を受けたことがある場合において、同条第二項第三号に掲げる場合に該当する被保険者若しくはその被扶養者又は政令で定める被保険者の被扶養者を除く)が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項第一号及び第四号中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

第一百五十一条 特別療養費受給票は、第一項各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその該当するに至つた日の属する月の初日から起算して三月を経過してないものの申請により、保険者が交

第一百五十一条 前に交付を受けた日雇特例被保険者手帳を返納した後、初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

第一百五十一条 第百三十二条の規定は、特別療養費の支給について準用する。この場合において、同条第二項中「百二十九条第三項に規定する確認」とあるのは、「特別療養費受給票の交付」と読み替えるものとする。

は役務の広告又は宣伝に利用するために行う
ものを除く。)

**2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名診療等関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報、介護保険法第百八十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができ
る。**

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名診療等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならぬ。(照合等の禁止)

第一百五十条の三 前条第一項の規定により匿名診療等関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「匿名診療等関連情報利用者」という。)は、匿名診療等関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名診療等関連情報を用いられた記述等に、当該診療等関連情報に係る本人を識別するため診療等関連情報に係る本人を識別するため、当該診療等関連情報から削除された記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)若しくは匿名診療等関連情報の作成に用いられた加工の方
法に関する情報を取得し、又は当該匿名診療等関連情報を他の情報と照合してはならない。(消去)

第一百五十条の四 匿名診療等関連情報利用者は、提供を受けた匿名診療等関連情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく、当該匿名診療等関連情報を消去しなければならない。(安全管理措置)

第一百五十条の五 匿名診療等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名診療等関連情報の安全管理のためにつき適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。(利用者の義務)

第一百五十条の六 匿名診療等関連情報利用者又は匿名診療等関連情報利用者であった者は、匿名診療等関連情報の利用に関して知り得た匿名診療等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。(立入検査等)

療等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第一百五十条の七 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、匿名診療等関連情報利用者(国の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。)に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に匿名診療等関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第百五十九条の三十八第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第一百五十条の八 厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報利用者が第百五十条の三から第百五十条の六までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができ
(是正命令)

第一百五十条の九 厚生労働大臣は、第七十七条第
二項に規定する調査及び第百五十条の二第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を基金又は国保連合会その他厚生労働省令で定める者(次条において「基金等」とい
う。)に委託することができる。

第一百五十条の十 匿名診療等関連情報利用者は、
実費を勘案して政令で定める額の手数料を国
(前条の規定により厚生労働大臣からの委託を
受け、基金等が第百五十条の二第一項の規定
による匿名診療等関連情報の提供に係る事務の
全部を行う場合については、基金等)に納めな
ければならない。

第一百五十条の十一 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のた
めに特に重要な役割を果たす者として政令で定
める者であるときは、政令で定めるところによ
り、当該手数料を減額し、又は免除することが
できる。

**3 第百五十条の規定により基金等に納められた手数
料は、基金等の収入とする。**

金等、後期高齢者支援金等及び第百七十三条の規定による拠出金、介護納付金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金(第百五十三条及び第百五十四条第一項において「流行初期医療確保拠出金」という。)の納付に開行初期医療確保拠出金の執行に要する費用を負担する事務を含む。)の執行に要する費用を負担する。

第一百五十二条 健康保険組合に対して交付する国庫負担金は、各健康保険組合における被保険者数を基準として、厚生労働大臣が算定する前項の国庫負担金については、概算払をすることができる。

第一百五十二条の二 出産育児一時金及び家族出産育児一時金(第百五十二条の四及び第百五十二条の五において「出産育児一時金等」という。)の支給に要する費用(第一百一条の政令で定める金額に係る部分に限る。第百五十二条の四における金額に係る部分に限る。)の額に同年度における前項の国庫負担金については、概算払をすることができる。

第一百五十二条の三 前条に規定する出産育児交付金の額は、前々年度に係る出産育児交付金等を基準とした額に同年度における高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の三第一項の出産育児支援金率(次条において単に「出産育児支援金率」という。)を乗じて得た額とする。

第一百五十二条の四 前条第一項の概算出産育児交付金の額は、当該年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に同年度における高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の三第一項の出産育児支援金率(次条において単に「出産育児支援金率」という。)を乗じて得た額とする。

第一百五十二条の五 第百五十二条の三第一項に
おける当該保険者に係る出産育児一時金等の支
給に要した費用(第一百一条の政令で定める金
額に係る部分に限る。)の額に同年度における出
産育児支援金率を乗じて得た額とする。

第一百五十二条の六 高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、出産育児交付金について準用する。この場合において同じ。の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項の規定により基金が保険者に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。

第一百五十二条の七 前条に規定する出産育児交付金の額は、当該年度の概算出産育児交付金の額に係る部分に限る。第百五十二条の四における金額からその超える額とその超える額に係る出産育児交付調整金額との合計額を控除して得た額とする。ただし、前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額を超えるときは、当該年度の概算出産育児交付金の額からその超える額とその超える額に係る出産育児交付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額を超えるときは、当該年度の概算出産育児交付金の額にその満たない額とその満たない額に係る出産育児交付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

**2 前項の手数料の出産育児交付調整金額は、前
々年度における高齢者の医療の確保に関する法
律第七条第二項に規定する保険者(国民健康保
险法の定めるところにより都道府県が当該都道
府県内の市町村(特別区を含む。)とともに行
う国民健康保険にあつては、都道府県)の全
ての額と相当する額を除く。)、同
法の規定による前期高齢者納付金(以下「前
期高齢者納付金」という。)の納付に要する費用
の額に同号に掲げる額の第二号に掲げる額に対
する割合を乗じて得た額並びに流行初期医療確
保拠出金の納付に要する費用の額の合算額(同
法の規定による前期高齢者交付金(以下「前
期高齢者交付金」という。)がある場合には、當
該合算額から当該前期高齢者交付金の額を基準
として政令で定める額を控除した額)に千分の
百三十から千分の二百までの範囲内において政
令で定める割合を乗じて得た額を補助する。**

(概算出産育児交付金)
第一百五十二条の四 前条第一項の概算出産育児交付金の額は、当該年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に同年度における高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の三第一項の出産育児支援金率(次条において単に「出産育児支援金率」という。)を乗じて得た額とする。

第一百五十二条の五 第百五十二条の三第一項に
おける当該保険者に係る出産育児一時金等の支
給に要した費用(第一百一条の政令で定める金
額に係る部分に限る。)の額に同年度における出
産育児支援金率を乗じて得た額とする。

第一百五十二条の六 高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、出産育児交付金について準用する。この場合において同じ。の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項の規定により基金が保険者に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。

第一百五十二条の七 前条に規定する出産育児交付金の額は、当該年度の概算出産育児交付金の額に係る部分に限る。第百五十二条の四における金額からその超える額とその超える額に係る出産育児交付調整金額との合計額を控除して得た額とする。ただし、前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額を超えるときは、当該年度の概算出産育児交付金の額にその満たない額とその満たない額に係る出産育児交付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

**2 前項の手数料の出産育児交付調整金額は、前
々年度における高齢者の医療の確保に関する法
律第七条第二項に規定する保険者(国民健康保
险法の定めるところにより都道府県が当該都道
府県内の市町村(特別区を含む。)とともに行
う国民健康保険にあつては、都道府県)の全
ての額と相当する額を除く。)、同
法の規定による前期高齢者納付金(以下「前
期高齢者納付金」という。)の納付に要する費用
の額に同号に掲げる額の第二号に掲げる額に対
する割合を乗じて得た額並びに流行初期医療確
保拠出金の納付に要する費用の額の合算額(同
法の規定による前期高齢者交付金(以下「前
期高齢者交付金」という。)がある場合には、當
該合算額から当該前期高齢者交付金の額を基準
として政令で定める額を控除した額)に千分の
百三十から千分の二百までの範囲内において政
令で定める割合を乗じて得た額を補助する。**

の項及び次項において「療養の給付等」といふ。(うち、当該支部被保険者に係るものに要する費用の額(当該支部被保険者に係る療養の給付等に関する第百五十三条の規定による国庫補助の額を除く。)に次項の規定に基づく調整を行うことにより得られると見込まれる額)

二 保険給付(支部被保険者に係る療養の給付等を除く。)、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金等に要する費用の予想額(第百五十二条の二に規定する出産育児交付金の額、第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助の額(前号の国庫補助の額を除く。)並びに第百七十三条の規定による拠出金の額を除く。)に総報酬按分率(当該都道府県の支部被保険者の総報酬額(標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下同じ。)の総額を協会が管掌する健康保険の被保険者の総額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額)

三 保健事業及び福祉事業に要する費用の額(第百五十四条の二の規定による国庫補助の額を除く。)並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立の予定額(第百五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。)のうち当該支部被保険者が分担すべき額として協会が定める額)

4 協会は、支部被保険者及びその被扶養者の年齢階級別の分布状況と協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者の年齢階級別の分佈状況との差異によって生ずる療養の給付等に要する費用の額の負担の不均衡並びに支部被保險者の総報酬額の平均額と協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の平均額との差異によって生ずる財政力の不均衡を是正するため、政令で定めるところにより、支部被保険者を単位とする健康保険の財政の調整を行うものとする。

5 協会は、二年ごとに、翌事業年度以降の五年間についての協会が管掌する健康保険の被保険者数及び総報酬額の見通し並びに保険給付に要する費用の額(保険料の額(各事業年度において財政の均衡を保つことができる保険料率の水準を含む。)その他の健康保険事業の収支の見通しを作成し、公表するものとする。)

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするとときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならぬ。

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認められる場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

10 厚生労働大臣は、都道府県単位保険料率が、当該都道府県における健康保険事業の収支の均衡を図る上で不適当であり、協会が管掌する健保険の事業の健全な運営に支障があると認めるとときは、協会に対し、相当の期間を定めて、当該都道府県単位保険料率の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

11 厚生労働大臣は、協会が前項の期間内に同項の申請をしないときは、社会保障審議会の議を経て、当該都道府県単位保険料率を変更することができる。

12 第九項の規定は、前項の規定により行う都道府県単位保険料率の変更について準用する。

13 第一項及び第八項の規定は、健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率について準用する。この場合において、第一項中「支部被保険者(各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び当該都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険者をいう。以下同じ。)」を単位として協会が決定するものとする」とあるのは、「決定するものとする」とあるのと同様である。第八項中「都道府県単位保険料率」とあるのは、「健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率」と読み替えるものとする。

14 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額並びに流行初期医療確保拠出金等の額(協会が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助額を控除した額)の合算額(前期高齢者交付金

度における当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の見込額で除して得た率を基準とする。報酬額を控除した率を基準として、保険者が定めることで、保険者が定める。

15 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを見除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第二号被保険者である被保険者の総報酬額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

16 介護保険料率は、第十四項及び第十五項の規定により、基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

17 協会は、第十四項及び第十五項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

18 第六十条の二 保険者は、政令で定めるところにより、健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度末において、準備金を積み立てなければならない。

19 第六十二条 保険者は、政令で定めるところにより、被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の二分の一を負担する。ただし、任意継続被保険者は、その全額を負担する。

20 第六十三条 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

21 第六十四条 任意継続被保険者は、自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

22 第六十五条 任意継続被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

23 第一項の規定により前納された保険料については、前納に係る期間の各月の初日が到来したときに、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

24 第六十六条 前三項に定めるもののほか、保険料の前納の手続、前納された保険料の還付その他保険料の前納に関する必要な事項は、政令で定める。

25 第六十七条 厚生労働大臣は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことと希望する旨の申出があつた場合においては、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるとき限り、その申出を承認することができる。

26 第六十八条 厚生労働大臣は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことと希望する旨の申出があつた場合においては、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるとき限り、その申出を承認することができる。

27 第六十九条 事業主は、被保険者に対する通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料について、その月の十日(初めて納付すべき

護保険第二号被保険者である被扶養者があるものに限る。以下この条及び次条において「特定被保険者」という。)に関する保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とすることができる。

3 前項の規定によりその保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とされた特定被保険者に対する第二百五十六条第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「附則第七条第一項及び第三項」とする。

4 第百五十六条第二項の規定は、介護保険第二号被保険者である被扶養者(第一項の規定によ

4
号被保険者である被扶養者（第一項の規定によつて）の保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とされた特定被保険者の被扶養者に限る。が介護保険第二号被保険者に該当しなくなつた場合について準用する。
第一項の規定により特定被保険者に関する保

厚生労働大臣の承認を受けて建康保険組合（以

下同)の規定(以下「承認健康保険組合」といふ。)は、第五百五十六条第一項第一号、第五百一十七条第一項、第一百六十条第十六項及び前条第一項の規定にかかわらず、介護保険第二号被保險者である被保險者(同項の規定によりその保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とされた特定被保險者を含む。第四項において同じ。)に関する保険料額を一般保険料額と特別介護保険料額との合算額とすることができる。

2 前項の特別介護保険料額の算定方法は、政令で定める基準に従い、各年度における当該承認健康保険組合の特別介護保険料額の総額と当該承認健康保険組合が納付すべき介護納付金の額とが等しくなるように規約で定めるものとする。

3 前項の政令は、介護保険法第百二十九条第二項に規定する政令で定める基準を勘案して定める。

4 承認健康保険組合の介護保険第二号被保険者である被保険者に対する第一百六十二条の規定の適用については、同条中「介護保険料額」とあるのは、「特別介護保険料額」とする。
(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律)により適用される旧児童手当法の特例)

九号) 第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)以下「旧児童手当法」という。)第二十条の拠出金に関しては、百五十九条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て支援法」(平成二十四年法律第六十五号)第六十九条」とあるのは、「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」(平成二十二年法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは、「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

次条の規定による準備金の積立ての予定額（第二百五十五条の規定による国庫負担金の額を除く。）とあるのは、「健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額（第二百五十五条の規定による国庫負担金の額を除く。）並びに第七条の三十一の規定による短期借入金の償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定める額」と、同条第五項中「二年ごとに、翌事業年度以降の五年間」とあるのは、「平成二十二年度から平成二十四年度までの間、毎事業年度の開始前に（平成二十二年度にあつては、当該年度開始後速やかに）、当該事業年度から平成二十四年度までの間（当該事業年度が平成二十四年度の場合にあつては、当該事業年度」とする。

条の規定による国庫負担金の額を除く。)並びに第七条の三十一の規定による短期借入金の償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定める額」と、同条第五項中「二年ごとに、翌事業年度以降の五年間」とあるのは「平成二十一年度にあつては当該年度開始後速やかに、同年度及び平成二十六年度の各事業年度についての、平成二十六年度にあつては当該年度開始前に、当該事業年度」とする。

協会については、平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第一百六十条の二の規定は適用しない。

第十一條 改正法附則第二十五条その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法（平成十九年法律第九百九号）附則第二十三条の規定による改正後の健康保険法（次項において「新健康保険法」という。）第二百四条から第二百五条の三までの規定の例により、当該権限に係る事務を機関に行わせるものとする。

前項の場合において、新健康保険法第三百四条から第二百五条の三までの規定の適用についての支拂い済替えその他これららの規定の適用に付等）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則（昭和九年三月二六日法律第一三号）抄
本法ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ
本法実施ノ為ニ予メ必要ナル事項ニ關シテハ昭
和十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
附 則（昭和一四年四月六日法律第七四号）抄

（義薄）の厚生労働大臣の雇用に係る事務の委 託	第六 五 四 三 二 一	第十 高齢者の医療の 確保に関する法 律	第五 高齢者の医療の 確保に関する法律、 国家公務員共済組合 法
	五 四 三 二 一 号	第五 高齢者の医療の 確保に関する法律、 国家公務員共済組合 法	第五 高齢者の医療の 確保に関する法律、 国家公務員共済組合 法
第七十 条 第二 組合法（昭和三 十三年法律第百二 二十八号）	第七十 条 第二 組合法（昭和三 十三年法律第百二 二十八号）	第七十 条 第二 組合法（昭和三 十三年法律第百二 二十八号）	第七十 条 第二 組合法（昭和三 十三年法律第百二 二十八号）
項 項 項 項 項 項	五 四 三 二 一 号	五 四 三 二 一 号	五 四 三 二 一 号

（除く。）並びに附則第二項、第三項及び第六項から第九項までの規定は昭和三十三年七月一日から、その他の規定は同年十月一日から施行し、改正後の第二十八条及び第二十九条の二の規定は、昭和三十三年度以降の費用について適用する。

附 則（昭和三三年一二月二七日法律第一九三号）抄
この法律は、新法の施行の日（昭和三十四年一月一日）から施行する。

附 則（昭和三四年四月二〇日法律第一四八号）抄
(施行期日)
1 この法律は、国税徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三六年六月一五日法律第一三五号）抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年六月一五月日法律第一三六号）抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年六月一五月日法律第一三七号）抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年四月一一日法律第六七号）抄
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和三七年四月一一日法律第六七号）抄
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一一日法律第一三三号）抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（健康保険法等の一部改正に伴う経過規定）
この法律の施行後は社会保険庁長官が行なうこととなる保険給付を受ける権利の裁定その他

14 この法律の施行後は社会保険庁長官に対しても行なつたものは、社会保険庁長官が行なつた保険給付を受ける権利の裁定その他の処分とみなす。

附 則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てによって、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまで改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則 (昭和三八年三月三一日法律第六二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
(健康保険の療養の給付等に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に健康保険法第二十条の規定による被保険者である者は、この法律の施行の日から一箇月以内に保険者に申し出て、この法律による改正前の健康保険法第二十一条第一号に規定する期間を経過した時に被保険者の資格を喪失することができる。
2 健康保険の被保険者であつた者又は被扶養者であつた者の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病(以下「傷病」という。)であつて、療養の給付又は家族療養費の支給開始後この法律の施行前に三年を経過したものに関するこれらの給付の支給については、健康保険法第五十五条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。
3 この法律の施行前に同一の傷病に関し療養の給付又は家族療養費の支給開始後三年を経過した健康保険の被保険者又は被扶養者の当該期間経過後この法律の施行までの期間に係る当該傷病及びこれによつて発した疾病に関する療養の支給又は家族療養費の支給については、なお従前の例による。
附 則 (昭和三九年七月六日法律第五二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
附 則 (昭和四一年四月二八日法律第六三号) 抄
(施行期日等)

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 昭和四十一年四月一日前に健康保険

保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬月額が五万二千円である者の同年四月から同年九月までの標準報酬については、その者が同年四月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、第一条の規定による改正後の健康保険法第三条の規定を適用する。この場合において、その者が厚生年金保険の被保険者であつて、その者の同年四月における厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による標準報酬月額が五万二千円又は五万六千円であるときは、健康保険法第三条第三項の規定にかかわらず、その者の同年四月における厚生年金保険法による標準報酬の基礎となつた報酬月額を第一条の規定による標準報酬の基礎となつた報酬月額とみなす。

附 則（昭和四二年六月一二日法律第三
六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

附 則（昭和四四年八月七日法律第六十九
号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十四年九月一日から施行する。

附 則（昭和四五年八月一〇日法律第一三
号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年八月一〇日法律第六
九号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四八年法律第八十五回）の施行の日から施行する。

附則（昭和四八年九月一日法律第七六
第一条 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）の施行の日から施行する。

附則（昭和四八年九月二一日法律第八五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四八年九月二六日法律第八九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四八年十月一日から施行する。
(健康保険法及び船員保険法の一
部改正に伴う
経過措置)

第二条 昭和四八年十月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年七月一日から同年九月三十日までの間に被保険者の資格を取得した者又は同法第三条第四項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬が改定された者であつて、同年同月の標準報酬月額が一万八千円以下であるもの又は十万四千円であるもの（報酬月額が十万七千円未満であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の健康保険法第三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

前項の規定により改定された標準報酬は、昭和四八年十月一日から昭和四十九年九月三十一日までの標準報酬とする。

3 この法律による改正後の健康保険法第六十七条又はこの法律による改正後の船員保険法第二十五条の規定は、第三者の行為により昭和四十八年十月一日以後に保険事故が生じた場合について適用し、同日前に保険事故が生じた場合については、なお従前の例による。

4 この法律による改正後の健康保険法第七十二条又はこの法律による改正後の船員保険法第二十五条の規定は、第三者的行為により昭和四十八年十月一日以後に保険事故が生じた場合について適用し、同日前に行なわれた療養の給付、同日前に行なわれた療養に係る家族療養費の支給並びに同日前の期

間に係る傷病手当金及び出産手当金の支給に要する費用については、適用しない。

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。
(施行期日)

附 則 (昭和五一年六月五日法律第六二号) 抄

**(健康保険法の一
部改正に伴う経過措置)**

第二条 昭和五十一年七月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。）のうち、同年六月の標準報酬月額が二万八千円以下であるもの又は二十万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が二十一万円未満である者を除く。）の標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の同法第三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

第三条 前項の規定により改定された標準報酬は、昭和五十一年七月一日から同年九月三十日までの標準報酬とする。

第四条 この法律による改正後の健康保険法第二十条第一項の規定は、昭和五十一年七月一日以後に同法第十八条の規定により被保険者の資格を喪失した者について適用し、同日前に同条の規定により被保険者の資格を喪失した者については、なお従前の例による。

第五条 健康保険法第二十条の規定による被保険者に関する昭和五十一年六月以前の月分の保険料の納付期日及び当該保険料を納付しないことによるその被保険者の資格の喪失については、この法律による改正後の同法第二十一条第三号及び第七十九条第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第一条 この法律は、昭和五十三年一月一日から施行する。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和五十三年一月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。）のうち、昭和五十二年十二月の標準報酬月額が三十二万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が三十三万円未満である者を除く。）の標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後後の同法第三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、昭和五十三年一月一日から同年九月三十日までの標準報酬とする。

3 この法律の施行の日において現に病院又は診療所に収容されている者が当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により同日以後引き続き病院又は診療所に収容されている場合における一部負担金については、この法律による改正後後の健康保険法第四十三条ノ八第一項第二号（同法第四十三条ノ十六第二項において例による場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の日前にこの法律による改正前の健康保険法第四十七条に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

（健康保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の日前に分娩した健康保険又は船員保険の被保険者又は被保険者であつた者であつて分娩に際し病院若しくは診療所又は助産所に収容したものに係る健康保険法又は船員保険法の規定による分娩費の額については、なお従前の例による。

2 健康保険又は船員保険の被保険者又は被保険者であつた者の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病であつて、療養の給付の開始後この法

四項の規定により押印した日雇労働者健康保険受給資格者票	新健保法第六十九条の二第三項の規定による表
旧日雇健保法第十七条新健保法第六十九条の二第四項の規定によつて十六第三項の規定により示をした受給資格者票	旧日雇健保法第六十九条の二第三項の規定による表
旧日雇健保法第六十九条の二第三項の規定により交付した特別療養費受給票	旧日雇健保法第六十九条の二第三項の規定により交付した特別療養費受給票
2 旧日雇健保法第六条の規定によつて被保険者となつた者の旧日雇健保法第八条第一項に規定する日雇労働者健康保険受給者手帳の交付の申請については、なお従前の例による。この場合において、その申請は、新健保法第六十九条の九第一項に規定する申請とみなす。	2 旧日雇健保法第六条の規定によつて被保険者となつた者の旧日雇健保法第八条第一項に規定する日雇労働者健康保険受給者手帳の交付の申請については、なお従前の例による。この場合において、その申請は、新健保法第六十九条の九第一項に規定する申請とみなす。
第二十条 施行日前に旧日雇健保法の規定によつてした保険給付は、新健保法の相当する規定によつてした保険給付とみなす。	第二十条 施行日前に旧日雇健保法の規定によつてした保険給付は、新健保法の相当する規定によつてした保険給付とみなす。
施行日前に給付事由が生じた旧日雇健保法の規定による保険給付（以下「旧保険給付」という。）については、附則第二十九条の規定によるもののはか、なお従前の例による。	施行日前に給付事由が生じた旧日雇健保法の規定による保険給付（以下「旧保険給付」とい
3 施行日前に行われた旧日雇健保法の規定による療養の給付又は家族療養費、特別療養費若しくは高額療養費の支給に係る療養に要した費用に関する旧日雇健保法第十条第五項第一号に掲げた病院若しくは診療所又は薬局の請求については、なお従前の例による。	3 施行日前に行われた旧日雇健保法の規定による療養の給付又は家族療養費、特別療養費若しくは高額療養費の支給に係る療養に要した費用に関する旧日雇健保法第十条第五項第一号に掲げた病院若しくは診療所又は薬局の請求については、なお従前の例による。
第二十一条 この法律の施行の際現に疾病又は負傷に関する旧日雇健保法の規定による療養の給付（療養費の支給を含む。以下この条において同じ。）又は家族療養費の支給を受けている者は、なお従前の例による。	第二十一条 この法律の施行の際現に疾病又は負傷に関する旧日雇健保法の規定による療養の給付（療養費の支給を含む。以下この条において同じ。）又は家族療養費の支給を受けている者は、なお従前の例による。
第二十二条 この法律の施行の際現に疾病又は負傷を含む。又は負傷についての療養の給付又は家族療養費の支給を受けたときの前に当該疾病（その原因となつた疾病又は負傷を含む。）又は負傷についての療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日（その開始の日前に当該疾病（その原因となつた疾病又は負傷を含む。）又は負傷につき旧日雇健保法の規定による特別療養費の支給が行われたときは、当該特別療養費の支給の開始の日。以下この条において同じ。）から起算して五年を経過しないものに対しては、新健保法第六十九条の十二第二項（第六十九条の二十二第二項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない場合においても、当該療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算して五年を経過するまでの間、当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に関し、新健保法第六十九条の十二第二項若しくは第六十九条の十三第一項又は	第二十二条 この法律の施行の際現に疾病又は負傷を含む。又は負傷についての療養の給付又は家族療養費の支給を受けたときの前に当該疾病（その原因となつた疾病又は負傷を含む。）又は負傷についての療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日（その開始の日前に当該疾病（その原因となつた疾病又は負傷を含む。）又は負傷につき旧日雇健保法の規定による特別療養費の支給が行われたときは、当該特別療養費の支給の開始の日。以下この条において同じ。）から起算して五年を経過しないものに対しては、新健保法第六十九条の十二第二項（第六十九条の二十二第二項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない場合においても、当該療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算して五年を経過するまでの間、当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に関し、新健保法第六十九条の十二第二項若しくは第六十九条の十三第一項又は

第二十三条 詐欺その他不正の行為によつて旧保険給付を受けた者からの当該旧保険給付に要した費用の全部又は一部の徴収、当該旧保険給付に關し虚偽の証明又は不正な健康保険印紙のち提出されるべき診断書に虚偽の記載をした保険医に対する徴収金を納付すべきことの命令並びに詐欺その他不正の行為によつて旧日雇健保法の規定による療養の給付に關する費用の支払又は旧日雇健保法第十七条第三項（旧日雇健保法第十七条の六において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けた旧日雇健保法第十条第五項第一号に掲げる保険医機関及び保険薬局からのその支払の額の返還及びその額に百分の十を乗じた額の支払については、なお従前の例による。	第二十三条 詐欺その他不正の行為によつて旧保険給付を受けた者からの当該旧保険給付に要した費用の全部又は一部の徴収、当該旧保険給付に關し虚偽の証明又は不正な健康保険印紙のち提出されるべき診断書に虚偽の記載をした保険医に対する徴収金を納付すべきことの命令並びに詐欺その他不正の行為によつて旧日雇健保法の規定による療養の給付に關する費用の支払又は旧日雇健保法第十七条第三項（旧日雇健保法第十七条の六において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けた旧日雇健保法第十条第五項第一号に掲げる保険医機関及び保険薬局からのその支払の額の返還及びその額に百分の十を乗じた額の支払については、なお従前の例による。
第二十四条 施行日前の期間に係る旧日雇健保法の規定による保険料に係る決定及び追徴金の徴収並びに当該保険料その他の旧日雇健保法の規定による徴収については、なお従前の例による。	第二十四条 施行日前の期間に係る旧日雇健保法の規定による保険料に係る決定及び追徴金の徴収並びに当該保険料その他の旧日雇健保法の規定による徴収については、なお従前の例による。
第二十五条 旧日雇健保法の規定（これららの規定の例によることとされる場合を含む。）による	第二十五条 旧日雇健保法の規定（これららの規定の例によることとされる場合を含む。）による

第一条 この法律は、昭和六十年五月一日（以下「施行日」という。）から施行する。	第一条 この法律は、昭和六十年五月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）	（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）
第二十六条 旧日雇健保法の規定（これらの規定の例によることとされる場合を含む。）に係る権利及び該権利に係る請求権は、なお従前の例による。	第二十六条 旧日雇健保法の規定（これらの規定の例によることとされる場合を含む。）に係る権利及び該権利に係る請求権は、なお従前の例による。
第二十七条 施行日前に行われた旧日雇健保法の規定による療養の給付又は家族療養費、特別療養費若しくは高額療養費の支給に係る療養に要する費用のうち、施行日の属する月の末日までに旧日雇健保法第十条第五項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局が当該療養に係る請求したものに係る国庫の負担については、なお従前の例による。	第二十七条 施行日前に行われた旧日雇健保法の規定による療養の給付又は家族療養費、特別療養費若しくは高額療養費の支給に係る療養に要する費用のうち、施行日の属する月の末日までに旧日雇健保法第十条第五項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局が当該療養に係る請求したものに係る国庫の負担については、なお従前の例による。
第二十八条 旧日雇健保法の規定により納付された保険料は、新健保法の規定により納付された保険料は、新健保法の規定により納付された保険料及び被保険者の標準賃金日額の合算額が最大となるよう二十八の日を選んだ場合における当該合算額の二百八十分の六」ととする。	第二十八条 旧日雇健保法の規定により納付された保険料は、新健保法の規定により納付された保険料及び被保険者の標準賃金日額の合算額が最大となるよう二十八の日を選んだ場合における当該合算額の二百八十分の六」ととする。

第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定並びに第五条の規定及び第七条の規定並びに附則第十六条、第二十四条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十五条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）に適用する。	第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定並びに第五条の規定及び第七条の規定並びに附則第十六条、第二十四条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十五条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）に適用する。
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。	第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）	（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）
第二百四十四条 健康保険法による傷病手当金の受給権者が当該傷病による障害について附則第七十	第二百四十四条 健康保険法による傷病手当金の受給権者が当該傷病による障害について附則第七十

第一項 第一条中老人保健法の目次の改正規定、同法第二条の改正規定、同法第六条に一項を加える改正規定、同法第七条の改正規定(「及び第四十六条の八第六項」を「第四十六条の五の二第三項、第四十六条の八第六項及び第四十六条の十七の五第四項」に改める部分に限る)、同法第三章の章名の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十七条の三の次に「一条を加える改正規定、同法第二十条、第三十三条及び第三十四条の改正規定、同法第三章中第四節の次に「一節を加える改正規定、同法第三章の二中同条の次に一節を加える改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十八条の改正規定(「医療等」の下に「(医療(老人医療受給対象者が医療法第二十一条第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるものの病床のうち、老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの(痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものと含む。)として政令で定めるもの(以下この項において「看護強化病床」という。)について受けた「看護強化病床」という。)を除く。」を加える部分のうち、「痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの(以下この項において「老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給(以下「老人保健施設療養費等」という。)を除く。」を加える部分のうち、「痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの(以下この項において「老健法第十四条の二第九項」に改める部分並びに「第四十六条の二第七項」に改める部分に限る。)並びに同法第五十七条、第八十二条及

び第八十六条の改正規定、第二条の規定、第三条の規定（健康保険法附則に一条を加える改正規定を除く。）、第四条の規定（船員保険法附則に二項を加える改正規定を除く。）並びに第五条の規定（国民健康保険法附則に一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第十六条の規定（国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第九条の次に一条を加える改正規定を除く。）並びに第十五条の規定（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）附則第十七条の次に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第十九条及び第二十条の規定 平成四年四月一日

（その他の経過措置の政令への委任）

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成四年三月三一日法律第七

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第一条の次に一条を加える改正規定、同法第三条ノ二第二項の改正規定、同法第二十四条ノ二を削る改正規定並びに同法第六十九条の十一、第七十一条ノ四五第五項（社会保険審議会）を「審議会」に改める部分に限る。）及び第七十九条ノ三第二項の改正規定、第二条の規定（船員保険法第四条第一項及び第三十二条第二項の改正規定を除く。）、第三条の規定並びに第四条の規定並びに附則第十七条から第十九条までの規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一条中健康保険法第三条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定は同年十月一日から施行する。

（健康保険法一部改正に伴う経過措置）

第二条 平成四年十月一日前に健康保険の被保険者（日雇特例被保険者を除く。以下この条において同じ。）の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年七月一日から同年九月三十日までの間に被保険者の資格を取得した者又は同法第三条第四項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬が改定された者で

あつて、同月の標準報酬月額が七万六千円以下であるものの標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一条の規定による改正後の健康保険法（以下「新健保法」という。）第三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。前項の規定により改定された標準報酬は、平成四年十月一日から平成五年九月三十日までの標準報酬とする。

第三条 新健保法第五十条第二項及び第六十九条の十八第一項の規定は、分べんの日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後ではある被保険者及び被保険者であつた者に支給する出産手当金について適用し、分べんの日が施行日前である被保険者及び被保険者であつた者に支給する出産手当金については、なお従前の例による。

第四条 平成四年三月以前の月（新健保法第二十二条の規定による被保険者については、同年四月以前の月）に係る健康保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

第五条 新健保法附則第十二条の規定により読み替えられた新健保法第七十条ノ三第一項及び第七十条ノ四の規定は、平成四年度以降の国庫補助金について適用し、平成三年度以前の国庫補助金については、なお従前の例による。
(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後、政府の管掌する健康保険事業の中長期的財政運営の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新健保法附則第十二条の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号) 抄
(施行期日)

(罰則に関する経過措置)
第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成六年六月二九日法律第五六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中健康保険法第二十三条の改正規定、同法第二十三條ノ二の改正規定、同法第七十一条ノ三十七条ノ二の改正規定、同法第七十一条ノ四の改正規定、同法第七十一条ノ四の改正規定及び同法第七十六条の改正規定（同法附則第三条、第五条、第八条及び第九条第六項の改正規定を含む。）並びに第二条中船員保険法の目次の改正規定（福祉施設）を「福祉事業」に改める部分に限る）、同法第三章の章名の改正規定、同法第二十三条第二項の改正規定、同法第五十条ノ四の改正規定、同法第三章第九節の節名の改正規定、同法第五十七条ノ二の改正規定、同法第五十九条ノ二第一項の改正規定及び同法第六十条の次に一条を加える改正規定並びに第三条中国民健康保険法の目次の改正規定（保健施設）を「保健事業」に改める部分に限る）、同法第六章の章名の改正規定、同法第八十二条の改正規定及び同法第一百六十条の次に一条を加える改正規定並びに第四条中老人保健法第五条の改正規定、同法第二十二条の改正規定及び同法第二十五条に一項を加える改正規定並びに附則第二十九条の規定並びに附則第三十条の規定並びに附則第五十六条の規定並びに附則第六十一条の規定 平成七年四月一日
二 第一条中健康保険法第四章の二の改正規定（二十八日）を「二十六日」に改める部分について、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

第二条 平成六年十月一日前に健康保険の被保険者（日雇特例被保険者を除く。以下この条において同じ。）の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者及び同法附則第九条第一項に規定する特例退職被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年七月一日から同年九月三十日までの間に被保険者の資格を取得した者又は同法第三条第四項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬が改定された者であつて、同月の標準報酬額が八万六千円以下であるものの標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一条の規定による改正後の健康保険法（以下「新健保法」という。）第三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

前項の規定により改定された標準報酬は、平成六年十月一日から平成七年九月三十日までの標準報酬とする。

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る健康保険法の規定による給付については、なお以前の例による。

第四条 厚生大臣の定める病院又は診療所（新健保法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関を除く。）において、新健保法第四十三条第一項第五号に掲げる療養の給付を受ける被保険者又は被保険者であつた者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除き、厚生大臣の定める状態にある者に限る。）が、当該病院又は診療所の従業者以外の者が提供する看護（以下この項において「付添看護」という。）を受けたときは、平成八年三月三十一日（付添看護の状況その他の事情を勘案し、厚生省令で定める要件に該当する病院又は診療所として都道府県知事の承認を受けたものにおける付添看護については、その日厚生省令で定める日）までの間、当該付添看護を新健保法第四十四条ノ二又は新健保法第六十九条の十四第一項（健康保険法第六十九条の二十六第五項において準用する場合を含む。）に規定する療養の給付等とみなしてこれらの規定を適用する。

新健保法第四十三条ノ十七第一項（新健保法第六十九条の三十一において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する標準負担額は、新健保法第四十三条ノ十七第二項の規定にかかるわらず、平成八年九月三十日までの間、六百円（同項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額）とする。

第六条 この法律の施行の際現に老人保健法第十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者であるものについては、新健保法の施行日、新健保法第四十四条ノ四第一項の指定訪問看護事業者の指定があつたものとみなす。ただし、その指定老人訪問看護事業を行つ者が施行日の前日までに、厚生省令の定めることにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第七条 施行日前に入院していいた健康保険の被保険者又は被保険者であつた者について、被扶養者のいないものに係る施行日前までの傷病手当金及び出産手当金の額については、なお従前の例による。

第八条 新健保法第五十条第一項、第五十九条ノ四、第六十九条の十七及び第六十九条の二十四の規定は、分べんの日が施行日以後ある被保険者及び被保険者であつた者について適用し、分べんの日が施行日前である被保険者及び被保険者であつた者のこの法律による改正前の健康保険法の分娩費、育児手当金、配偶者分娩費及び配偶者育児手当金については、なお従前の例による。

（入院時食事療養費及び訪問看護療養費の支給等に関する規定の施行前の準備）

第九条 厚生大臣は、新健保法第四十三条ノ十七第二項の標準負担額、新健保法第四十四条ノ八第一項の厚生省令及び同条第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取り扱いに関する部分を除く。）、その他新健保法に基づく制度の実施の大綱に関するものを定めようとするときは、施行日前においても新健保法第一条ノ二に規定する政令で定める審議会に諮問することができる。

2 厚生大臣は、新健保法第四十三条ノ十七第二項の基準 同条第九項において準用する新健保法第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項の厚生省令、新健保法第四十四条ノ四第一項に規定する定め並びに新健保法第四十四条ノ八第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営

(検討)
第六十六条 医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、この法律の施行後三年を目途として、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後におけるこれらの制度の実施状況、国民医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、入院時食事療養費に係る患者負担の在り方を含め、給付及び費用負担の在り方等に関して検討が加えられるべきものとする。
(その他の経過措置の政令への委任)
第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成七年三月三一日法律第五四二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。
(健康保険法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)

第三条 前条の規定による改正後の健康保険法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年五月八日法律第八七二号) 抄 (施行期日)

この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。

附 則 (平成七年六月九日法律第一〇七二号) 抄 (施行期日)

この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条、第五条、第七条、第十二条、第十三条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条及び第二十二条の規定は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄 (施行期日)

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年五月九日法律第四八二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。
（その他の経過措置の政令への委任）
第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則（平成九年六月一八日法律第九二二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第一条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第二十六条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定（事業主は）の下に、「労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするよう努めなければならない」を「できるようになければならない」に改める部分に限る。）、同法第二十七条の改正規定（講ずるよう努めなければならない）を「講じなければならぬない」に改める部分及び同条に二項を加える部分に限る）、同法第三十四条の改正規定（及び第十二条第二項）を「第十二条第一項」の下に「第二十七条第一項」を加える部分に限る）、同法第六十五条规定（及び第十二条第二項）を「第十二条第一項」として規定、第三条中労働基準法第六十五条第一項第二項」を加える部分及び「第十四条及び第十四条第一項」を「第十四条第一項」として規定、第五条第一項及び第二十七条第三項」に改める部分に限る。）及び同法第三十五条の改正規定、第三条中労働基準法第六十五条第一項の改正規定（「十週間」を「十四週間」に改める部分に限る）、第七条中労働省設置法第五条第四十一号の改正規定（が講ずるよう努めるべき措置についての）を「に対する」に改める）に改める部分に限る。）並びに附則第五条、第十二条及び第十三条の規定並びに附則第五条、第十四条中運輸省設置法（昭和二十四年法律五百五十七号）第四条第一項第二十四号の二の三の改正規定（講ずるよう努めるべき措置についての指針）を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。）平成十四年四月一日

附 則 (平成九年六月二〇日法律第四)

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第一条 この法律は、平成九年九月一日から施行する。

(施行期日等)
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る健康保険法の規定による療養費、家族療養費、高額療養費又は特別療養費の額については、なお従前の例による。

第三条 平成九年八月以前の月に係る健康保険の保険料については、なお従前の保険料率による。(検討等)

第十五条 政府は、薬剤の支給に係る一部負担その他この法律による改正に係る事項について、この法律の施行後の薬剤費を含む医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律の施行後三年以内に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年一一月二一日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第六条 第八条の規定の施行の際現に健康保険法第四十三条ノ三第一項の指定を受けている保険医療機関又は保険薬局の当該指定の有効期間については、第八条の規定による改正後の同法第四十三条ノ三第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(二四号) 抄 (平成九年一二月一七日法律第一〇九号) 抄 (平成一〇年六月一七日法律第一〇九号)

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
三 第四条ただし書、第五条ただし書、第十六条及び第三十条ただし書の規定 平成十一年十月一日

附 則 (平成一〇年六月一七日法律第一〇九号)

第一 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民健康保険法第二十七条及び第六十五条第三項の改正規定並びに第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条から附則第四条まで、第九条、第十三条から第二十四条まで及び第三十条の規定。公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(保険医療機関の病床の指定等に当たつての公正の確保等)
第一条 政府は、健康保険法第六十五条第四項(同法第六十六条第二項(同法第八十六条第十三項において準用する場合を含む。)及び第八十六条第十三項において準用する場合を含む。)の規定の適用に当たつては、被保険者等医療を受ける者の必要を反映して、良質かつ適切な地域医療が確保されるよう十分配慮するとともに、その理由を明らかにする等、公正の確保及び手続の透明性の確保に努めるものとする。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に旧健保法第四十三条ノ十二の規定により指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局に対する当該取消しに係る健康保険法第六十五条第三項第一号の規定の適用については、同号中「五年」とあるのは、「二年」とする。

(五号) 抄 (平成九年一一月二一日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第十四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に旧健保法第四十三条ノ三第一項の指定を受けている病院又は診療所については、医療法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第七条第一項から第三項までの許可を受けている当該病院又は診療所の病床であつて同号に掲げる規定の施行の際現に存するものに關し、第四条の規定による改正後の健康保険法(以下「新健保法」という。)第四十三条ノ三第一項の規定による

(保険医療機関の指定を受けたものとみなす。)
第十五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に旧健保法第四十三条ノ三第一項の指定を受けている病院又は診療所については、新健保法第四十三条ノ三第四項(同条第六項において準用する場合を除く。)の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない。

(二四号) 抄 (平成九年一二月一七日法律第一〇九号)

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略
三 第四条ただし書、第五条ただし書、第十六条及び第三十条ただし書の規定 平成十一年十月一日

第一 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条 中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五项、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六项まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)
第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前に、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則

第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体に登録を取り消された医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対する当該取消しに係る健康保険法の不正の行為により支払われた療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費、訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給に関する費用の返還については、新健保法第六十七条ノ二第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(七号) 抄 (平成一一年七月一六日法律第八号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条 中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五项、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六项まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(不服申立てに関する経過措置)
第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てに引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる

行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。
 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

2 第一千三百四十四条の規定(公布の日による改正前の健康保険法第七十六条の規定に係る部分に限る。)

第一条 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中健康保険法第五十八条に三項を加える改正規定、同法第六十九条の三十一の改正規定及び同法附則第十二条の改正規定、第四条中船員保険法第三十条ノ二に二項を加える改正規定、附則第十九条中国家公務員共済組合法第六十六条の改正規定及び同法第七十条第二項の改正規定、附則第二十一条中地方公務員等共済組合法第六十八条の改正規定及び同法第七十六条第二項の改正規定並びに附則第二十三条中私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定 平成十三年四月一日

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 平成十三年一月以前に健康保険の被保險者(日雇特例被保險者を除く。以下この項において同じ。)の資格を取得して、同日まで引き続き被保險者の資格を有する者(健康保険法第二十条の規定による被保險者の資格を有する者、同法附則第九条第一項に規定する特例退職被保險者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。)のうち、平成十二年十二月の標準報酬月額が九万二千円であるものの標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一条の規定による改正後の健康保険法(以下「新健保法」という。)第二条第一項の規定による標準報酬の基礎となる。前項の規定により改定された標準報酬は、平成十三年一月一日から同年九月三十日までの標準報酬とする。

附 則 (平成一一年一二月六日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十七条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条の二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定(公布の日による改正前の健康保険法第七十六条の規定に係る部分に限る。)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十七条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二

基づく申出をした者であつて、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行なう労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)その他の政令で定める法令に基づく育児休業が終了したものについては、同月一日に、新健保法第七十一条ノ三ノ二(新健保法附則第八条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出があつたものとみなして、同月以後の期間のその者に係る保険料、新健保法附則第三条第一項に規定する特別保険料及び新健保法附則第八条第三項に規定する調整保険料について、新健保法第七十一条ノ三ノ二(新健保法附則第八条第七項において準用する場合を含む。)及び附則第三条第二項の規定を適用する。

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十七条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二

二 第五項の規定は、施行日以後に支給事由が生じた傷病手当金の支給について適用し、施行日前に支給事由が生じた傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十七条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二

育児休業等（第三項において「育児休業等」という。）について適用する。

平成十七年四月一日前に第四十九条の規定による改正前の健康保険法第百五十九条の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。
平成十七年四月一日前に育児休業等を開始し

附 則（平成一七年六月二二日法律第七
一號）抄

第八条 附則第二条から第四条の二までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置

は、政令で定める。
附 則（平成一七年六月二九日法律第七
七号）抄
(施行期日)

第七十三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によること

とされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前

(その他の経過措置の政令への委任) の例による。

第五十六条 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるものほか、第

三十一条及び第三十七条に定めるもののほか
この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に
關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(施行期日) 指

第一条 この法律は 平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成八年六月一日法律第八号抄）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施
(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二

項、第一百五条、第一百二十四条並びに第一百三十九条から第一百三十三条までの規定 公布の日

三 二 略

第二条 第二条、第十二条及び第十八条並びに附則
第七条から第十一条まで、第四十八条から第五十六条、第五十七条まで、第五十四条、第五十五条、第六十一条、第六十三条、第六十五条、第七十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第一条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十二条、第四十三条、第四十五条、第五十五条から第九十五条まで、第九十九条から第一百条まで、第一百三条、第一百九条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十九条から第一百条まで、第一百三条、第一百九条、第二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十四年四月一日

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第一項、第十九条から第三十一条まで、第八十一条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第一百一条、第一百四条、第一百七条、第一百八条、第一百八十五条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百八十八条、第一百八十九条、第一百九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条、第一百十一条、第一百二十九条の規定 平成二十四年四月一日

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十五条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条、第一百十一条、第一百二十九条の二及び第一百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療保険各法及び第七条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づく規制の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(健康保険法の一一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条又は第三条の規定の施行の日前に

第四条 厚生労働大臣は、第一条の規定による改正後の健康保険法第六十三条第二項第三号及び第八十六条第四項において準用する同法第七十七条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令を定めようとするときは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても中央社会保険医療協議会に諮問することができる。

第五条 施行日において現に第一条の規定による改正前の健康保険法第八十六条第一項第一号の規定により特定承認保険・医療機関の承認を受けている病院又は診療所は、施行日に、健康保険法第六十三条第三項第一号の指定を受けたものとみなす。ただし、当該開設者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により指定を受けたものとみなされた病院又は診療所に係る当該指定の効力を有する期間は、健康保険法第六十八条第一項の規定にかかるわらず、その病院又は診療所について第一条の規定による改正前の健康保険法第八十六条第十二項において準用する同法第六十八条第一項の規定により承認の効力を有するとされた期間の施行日における残存期間と同一の期間とする。

第六条 第一条の規定による改正後の健康保険法第一百条及び第二百三十六条の規定は、死亡の日が施行日以後である被保険者及び日雇特例被保険者並びにこれらの者であつた者について適用し、死亡の日が施行日前である被保険者及び日雇特例被保険者並びにこれらの者であつた者の第一条の規定による改正前の健康保険法の埋葬料の支給については、なお従前の例による。

第七条 平成十九年四月一日前に健康保険の被保険者、特例被保険者を除く。（以下この項において同じ。）の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（任意継続被保険者、特例退職被保険者及び同月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬月額が九万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が九万三千円以上である者を除く。）又は九十八万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が百万五千円未満である者を除く。）

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

5 第十九条 前条第一項の規定により協会が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

6 第二十条 協会が附則八条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合においては、その権利につきなすべき登記の手続について、政令で特例を設けることができる。

7 第二十二条 第四条の規定の施行の日の前日において平成二十年十月改正前健保法第五条第二項に規定する政府が管掌する健康保険（以下「旧政管健保」という。）の被保険者であつた者は（同日において、その者が平成二十年十月改正前健保法第三十六条各号又は第三十八条第一号から第三号までに掲げる事由に該当する場合を除く。）は、第四条の規定の施行の日において、平成二十年十月改正健保法第五条第二項に規定する全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者になるものとする。

8 第二十三条 第四条の規定の施行の日前にその使用される事業所を退職し、同日前に平成二十年十月改正前健保法第三条第四項の規定による申出をしていない者が、第四条の規定の施行の日以後その退職の日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると協会が認めた場合は、その認めた日。次項において同じ。）までの間に当該申出を協会に行つたときは、その者は退職の日の翌日から同条の規定の施行の日の前日までの間は旧政管健保の任意継続被保険者であった者とする。

9 第四条の規定の施行の日前にその使用される事業所を退職し、同日の前日に平成二十年十月改正前健保法第三条第四項の規定による申出を行つた者に限る。）は、退職の日の翌日から第4条の規定の施行の日の前日までの間は旧政管健保の任意継続被保険者であった者とする。

3 第四条の規定の施行の日の前日において旧政管健保の任意継続被保険者である者（前二項の規定により任意継続被保険者であった者とされた者を含み、同日において平成二十年十月改正前保健法第三十八条第一号から第三号までのいすれかに該当した者を除く。）は、第四条の規定の施行の日において協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者になるものとする。この場合において、その者の旧政管健保の当該任意継続被保険者であつた期間は、協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者であつた期間とみなす。

4 第四条の規定の施行の日の前日において旧政管健保の被保険者（任意継続被保険者を除く。）であつた者であつて、同日にその使用される事業所を退職し、かつ、同日に平成二十年十月改正前保健法第三条第四項の規定による申出を社会保険会保険庁長官に行つたものは、第四条の規定の任施行の日において協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者になるものとする。

第二十三条 第四条の規定の施行の日の前日において健康保険法第百二十三条第一項に規定する政府を保険者とする日雇特例被保険者の保険の被保険者であつた者は、第四条の規定の施行の日において平成二十年十月改正保健法第二十一条において、三条第一項の規定による協会を保険者とする日雇特例被保険者の保険の被保険者になるものとする。

第二十四条 第四条の規定の施行の日前に社会保険庁長官が健康保険法の規定によつてした保険給付は、協会が同法の相当する規定によつて一た保険給付とみなす。

2 第四条の規定の施行の日前に給付事由が生じた健康保険法の規定による保険給付のうち同日においてまだ支給していないものについては、協会によつて支給するものとする。

第二十五条 第四条の規定の施行の日前に徴収事由が生じた旧政管健保及び政府を保険者とする日雇特例被保険者の保険の保険料その他平成二十年十月改正前保健法の規定による同日以後の徴収金の徴収については、任意継続被保険者に係るもの及び健康保険法第四章に規定する徴収金（同法第八十一条第一項に規定する延滞金を含む。）は協会が、それ以外のものは厚生労働大臣が行うものとする。

第二十六条 協会の成立の際現に係属している平成二十年十月改正保健法第七条の二第二項及び

の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る協会の各支部（健康保険法第百六十一条第一項に規定する各支部をいう。）の取組の状況を勘案して令和六年三月三十一日までの間において政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、都道府県単位保険料率の調整を行い、運営委員会の議を経て、当該算定した都道府県単位保険料率とは異なる都道府県単位保険料率を定めるものとする。
（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第一百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改訂法の規定、第二十二条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十五条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百一十二条の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これら二の規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに行なわれた指定介護療養施設サービスに係る保険給付について、同日後も、なお前述の例による第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第百七条第一項の指定の申請であつて、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの处分がなされていないものについての当該処分については、なお前述の例によるこの場合において、同条の規定の施行の日以後

七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の改正規定に限る。）、第二十三条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十二条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十条の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条及び第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三条（市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十条（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第一百二十二条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条までの改正規定を除く。）、第一百二十八条（都

から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条、第八十条第一項及び第三项、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第一百二十一条の二及び第一百一十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日
附 則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号）抄
(施行期日)
（施行期日）
一一二号 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して二ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日
附 則（平成二四年三月三一日法律第二四号）抄
(施行期日)

一 附則第三十八条の規定
罰則に関する経過措置)
三十七條 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
政令への委任)
二号 **附 則** (平成二四年八月二二日法律第六
二号) 抄
一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五
十七条及び第七十一条の規定 公布の日
一及び三 略
四 施行期日)
一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五
十七条及び第七十一条の規定 (前号に掲げる改正規定を除く。)、第三条中厚生年金保険法第二十一条第二項の改正規定、同法第二十三条の二第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の三、第五十二条第三項及び第八十一条の二の改正規定、同法第八十二条の三第二項、第九十八条第三項、第一百条の四第一項、第一百条の十第一項第二十二号、第一百三十九条及び第一百四十条の改正規定、同法附則第四条の一、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八条の二及び第一百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項の改正規定、同法附則第十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二の二、第七十八条の二及び第一百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項の改正規定、同法附則第十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二の二、第七十八条の二及び第一百条の二の改正規定、削る改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第一百十四条の二の改

第二条の二 社会保障の安定財源の確保等を図る
税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の趣旨にのつとり、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六ヶ月以内に必要な法制度上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

一 については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該適用事業所の事業主が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、保険者等（全国健康保険協会が管掌する健康保険にあつては厚生労働大臣）が管掌する健康保険にあつては当該健康保険組合が管掌する健康保険にあつては当該健康保険組合をいう。（以下この条において同じ。）に当該特定四分の三未満短時間労働者について同項の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないときは、イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないときは、イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

二 第二項ただし書の申出があつたときは、当該特定期四分の三未満短時間労働者（健康保険の被保険者の資格を有する者に限る。）は、当該申出と同時に行わなければならぬ。

二 第二項ただし書の申出があつたときは、当該特定期四分の三未満短時間労働者（健康保険の被保険者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、健康保険の被保険者の資格を喪失する。

二 特定適用事業所（第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する適用事業所を含む。）以外の適用事業所の事業主は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、保険者等に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができる。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に

四 口 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

前項の申出は、附則第十七条第五項の規定により同項の申出をすることができる事業主においては、当該申出と同時にを行わなければならぬい。

第五項の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての健康保険法第三十五条の規定の適用については、同条中「適用事業所に使用されるに至った日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は第三条第一項ただし書の規定に該当しなくなつた」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第四十六条第五項の申出が受理された」とする。

第五項の申出をした事業主は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、保険者等に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該事業主の適用事業所が特定適用事業所に該当する場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

前項の申出は、附則第十七条第八項の規定により同項の申出をすることができる事業主においては、当該申出と同時にを行わなければならぬい。

資格を有する者に限る。)は、当該申出が受理申請された日の翌日に、健康保険の被保険者の資格を喪失する。

11 第二項ただし書、第五項及び第八項の規定による保険者等(厚生労働大臣に限る。)の申出の受理の権限に係る事務は、日本年金機構に行われるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「船員保険法」とあるのは、「若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)、船員保険法」と、同法第二十六条第二項中「健康保険法」とあるのは「健康保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第二項第二号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「並びに公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第四十六条第二項ただし書、第五項及び第八項に規定する権限に係る事務、健康保険法」と、「及び」とあるのは「並びに」と、同法第四十八条第一項中「健康保険法」とあるのは「健康保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

12 この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が當時百人を超えるものの各適用事業所をいう。

(健康保険の産前産後休業を終了した際の改定に関する経過措置)

第四十七条 第二十五条の規定による改正後の健康保険法第四十三条の三の規定は、第四号施行日以後に終了した同条第一項に規定する産前産後休業について適用する。

(健康保険の産前産後休業期間中の被保険者の特例に関する経過措置)

第四十八条 第四号施行日前に第二十五条の規定による改正後の健康保険法第四十三条の三の第一項に規定する産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日をその産前産後休業を開始した日とみなして、第二十五条の規定による改正後の健康保険法第百五十九条の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六百六十九号)

(施行期日) 三号抄

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日（障害共済年金が支給される者の特例）

第二百十二条 附則第四十一条第一項の規定により障害共済年金が支給される者は附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る前条の規定による改正後の健康保険法第八条の規定の適用については、同条第二項中「障害厚生年金の支給」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)」附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金(以下この項及び第五項において「地方公務員障害共済年金」といいう。)の支給」と、「障害厚生年金の額」というのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、同条第五項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは地方公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日
附 則 (平成二四年一月二六日法律第六百六十八号)

七号抄

第一條 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年一月二六日法律第二〇二号) 抄

(施行期日) 六号抄

(施行期日) 第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月三日法律第二〇二号) 抄

(検討)

第二条 政府は、第一条の規定による改正後の健康保険法附則第五条及び第五条の三(国庫補助率に係る部分に限る。)の規定について、全国に係る部分に限る。の規定について、全国健康保険協会が管掌する健康保険の財政状況高齢者の医療に要する費用の負担の在り方に於いての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成二十六年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 健康保険法による保険給付で、附則第二条ただし書に規定する規定の施行の日前に発生した事故に起因する業務上の事由(第一条の規定による改正前の健康保険法第一条の業務外の事由以外の事由をいう。)による疾病、負傷又は死亡に関するものについては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十五年六月二六日法律第二〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超過しない範囲内において政令で定める日から施行する。

的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定 公布の日

る規定にあつては、当該規定の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第三十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日) **抄九号**
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条及び第四条の規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第九条及び第十五条の規定
（政令への委任）
第十五条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

施行期日

第三条中高齢者の医療の確保に関する法律
第一百六十条の二の改正規定及び同条に一項を
加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬
支払基金法の題名の次に目次を付する改正規
定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに
第八条中国民健康保険法第八十一条第一項及
び第二項並びに第百十条の二の改正規定、同
条に一項を加える改正規定並びに同法第百十
三条の二第一項の改正規定並びに附則第三
条、第六条及び第十六条の規定 公布の日
一 略

第一条の規定（健康保険法第三条第七項の
改正規定を除く。）、第四条の規定、第六条の
規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第
九条中国民健康保険法第八十二条第二項の改
正規定、同法第八十五条の次に二条を加える
改正規定及び同法第四条の改正規定、
二条の規定（第五号に掲げる改正規定並びに
介護保険法百十五条の四十五中第五項を第
九項とし、第四項の次に四項を加える改正規
定及び同法第一百七条第三項第六号の改正規
定を除く。）並びに第十四条中船員保険法第
百十一条第二項の改正規定並びに附則第七条
中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律
第二百四十五号）第二十六条第三項の改正規
定、附則第八条中国家公務員共済組合法（昭
和三十三年法律第二百二十八号）第九十八条第
二項の改正規定、附則第九条中地方公務員等
共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二
号）第百十二条第三項の改正規定及び附則第
十四条の規定 令和二年十月一日

四 第二条の規定（第六号に掲げる改正規定を
除く。）、第五条の規定（次号及び第六号に掲
げる改正規定を除く。）、第九条の規定（前号
に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定
及び第十四条の規定（船員保険法第二条第九
項の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除
く。）並びに附則第七条の規定（私立学校教
職員共済法第二十五条の改正規定及び前号に
掲げる改正規定を除く。）附則第八条の規定
(国家公務員共済組合法第二条第一項第二号
及び第四十条第三項の改正規定並びに前号に
掲げる改正規定を除く。)及び附則第九条の
規定（地方公務員等共済組合法第二条第一項
第二号及び第四十三条第三項の改正規定並び
に前号に掲げる改正規定を除く。）公布の日
から起算して二年を超えない範囲内において
政令で定める日

第五条中高齢者の医療の確保に関する法律
第一百四十五条第三項の改正規定、第七条の規定及び第十二条中介護保険法第六十六条第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二条及び第十五条の規定 令和三年四月一日
六 第二条中健康保険法第二百五十条の二第二項の改正規定及び同項を同条第三項とし同条第一項の次に一項を加える改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第二項の改正規定並びに第十三条の規定 令和四年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該各規定。附則第十五条及び第十六条において同じ。）による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況、医療の質の向上に資するための情報の活用の状況、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の普及の状況その他社会経済の情報化の進展状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和二年三月三一日法律第八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年一月一日

八 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（一千円）を「八百万円」に改める部分に限る。）、同法第九十三条の改正規定（同条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第一百一十条、第一百四十四条並びに第一百四十九条の規定

（罰則に関する経過措置）

第百七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年三月三一日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日

附 則（令和二年六月五日法律第四〇号）抄

（施行期日）

改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七条の規定公布の日
二から七まで 略

(政令への委任)
第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則（令和二年六月一二日法律第五二号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、

(罰則に関する経過措置)
第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において「規定」といふ。)の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日
第百一十九条の改正規定(戸籍の一の下に「正本及び」を加える部分に限る。)に限る。)、第二十二条、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。)、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定(「条例を含む。」)を削る部分に限る。)に限る。)、第五十七条、第六十六条及び第七十七条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

の二の三第一項の改正規定（第七百三条の四第一項第一号）を「第七百三条の四第十一項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定、公布の日

二 略

三 第一条中健康保険法第八百五十九条及び第二百四十四条第一項第十二号の改正規定、第二条中船員保険法第八百八十八条及び第八百五十三条第一項第七号の改正規定並びに第三条及び第四条の規定並びに附則第三条第三項、第四条第二項、第五条及び第六条の規定、附則第十一条、中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条の改正規定（同条の表第七十五条の三第一項の項中「第八百条の二の規定」を「第八百条の二第一項の規定」に、「第二十八条第四項及び第五項」を「第二十八条第五項及び第六項」に改める部分及び同表附則第十二条第九項の項中「第四項」

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、
の法律による改正後のそれぞれの法律の施行の
状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続
可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情
勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並
びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点
から、公的年金制度及びこれに関連する制度に
ついて、持続可能な社会保障制度の確立を図る
ための改革の推進に関する法律（平成二十五年
法律第百十二号）第六条第二項各号に掲げる事
項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化そ
の他必要な事項（次項及び第四項に定める事項
を除く。）について検討を加え、その結果に基
づいて必要な措置を講ずるものとする。
(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこ
の附則の規定によりなお従前の例によることと
される場合におけるこの法律の施行後にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

第一項 この法律は、令和三年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る）第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の一十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定

布の日
二から六まで 略

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一

（施行期日）
附 則（令和三年六月一日法律第六六号）抄
第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の二、項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第一百四十六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の規定を除く。

済法第二十二条第二項の改正規定、第二十三条の規定、第二十九条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第六項並びに附則第十四条、第十九条及び第二十四条の規定 令和四年十月一日
九及び十 略
十一 第十条の規定 令和六年十月一日
(検討)

附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日
附 則（令和三年五月一九日法律第三七号）抄

て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

十一條、第十五條、第十七條及び第十八條の規定 公布の日

二から五まで 略

六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項の改正規定、第二条中船員保険法第一百五十三条の十第二項の改正規定、第四条中國民健康保険法第一百十三条の三第二項の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百五十五条の二第二項の改正規定及び第十四条の規定並びに附則第十九条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の三第二項の改正規定、附則第二十条中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百四十四条の二第二項の改正規定、附則第二十一条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第四十四条の三第三第二項の改正規定、附則第二十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定、附則第二十六条中生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の四第二項の改正規定及び附則第二十九条の規定公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日（検討）

2 政府は、この法律の公布後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るために更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第一条の規定（附則第一条第六号における改正規定を除く。附則第五条第四項において同じ。）による改正後の健康保険法第一百五十三条及び第一百五十四条並びに附則第四条の二、第五条及び第五条の三の規定は、令和六年度以後の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額について適用し、令和五年度以前の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額については、なお従前の例による。

（国民健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第五条

二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第六条の二第一項の申請の日に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定の改正規定並びに第十六条の改正規定を除く。）による改正前の私立学校教職員共済法附則第二十五項の規定、附則第二十条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員共済組合法附則第十一条の三の規定、附則第二十一条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法附則第四十条の三の二の規定及び附則第二十二条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十三条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関する必要な技術的読替えその他これららの規定に関し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第十八条 附則第三条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定